

株主説明会 資料

丸和商事株式会社
代表取締役 藤 澤 勝

【式次第】

1. 開会の辞・出席者紹介
2. 代表取締役挨拶
3. 民事再生手続申立てに至る経緯
4. 民事再生手続について
5. 株式の取扱いについて
6. 質疑応答
7. 閉会の辞

【申立代理人】

〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目2番5号 京橋TDビル8階

奥野総合法律事務所

弁護士	藤	田	浩	司	弁護士	内	海	雅	秀
弁護士	城	處	琢	也	弁護士	小	池	良	輔
弁護士	鹿	田	順	平	弁護士	大	水	英	智
弁護士	前	田	后	穂					

【監督委員】

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-8-5 新宿御苑室町ビル5階

三宅・今井・池田法律事務所

弁護士 池 田 靖

1. 申立会社の概要

- ① 名称 丸和商事株式会社
- ② 本店所在地 静岡県掛川市駅前1番地の9
- ③ 代表取締役 藤澤勝
- ④ 設立年月日 昭和31年2月1日
- ⑤ 資本金の額 10億105万7000円
- ⑥ 負債総額 約336億円(平成22年3月末決算)
- ⑦ 従業員数 117名(パートを含む。平成23年3月末日現在)
- ⑧ 事業内容 貸金業等
- ⑨ 最近3年間の財政状態及び経営成績

決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
総資産	51,406百万円	42,422百万円	35,867百万円
総負債	49,309百万円	40,295百万円	33,605百万円
純資産	2,096百万円	2,127百万円	2,262百万円
営業収益	10,136百万円	7,310百万円	5,278百万円
営業利益	323百万円	804百万円	228百万円
経常利益	358百万円	826百万円	262百万円
当期純利益	189百万円	70百万円	150百万円

2. 申立てに至る経緯

弊社は、昭和31年2月1日に商店向けの小口金融を業とする会社として設立され、昭和52年以降は個人消費者向けの融資を主たる事業として業績を伸ばして参りました。しかしながら、旧貸金業法第43条のみなし弁済の要件を厳格に解する平成18年1月の最高裁判決を契機として、利息制限法所定利率を超過した利息の返還を求める利息返還金返還請求が増加したことから、弊社の利益は大きく圧迫されることとなりました。特に、近年、複数の同業他社が民事再生手続、会社更生手続を申し立てたことを契機に、弊社に対しても利息返還金返還請求が急激に増加しました。

弊社は、これらの事業環境の急激な変化に対応するため、平成21年6月頃から新規貸付けを抑制し、また、店舗数（有人及び無人）を段階的に統廃合して縮小したほか、従業員数削減等による人件費抑制や、所有不動産の売却など、経営の効率化を進めてきました。しかしながら、これらの経営合理化のための施策によっても、営業貸付債権の減少に伴う利息収入の減少や、利息返還金返還請求のさらなる増加により、このままでは近い将来、事業継続に著しい支障が生じる状況となりました。

そのため弊社は、誠に遺憾ながら、やむなく、今般、民事再生手続開始の申立てを行い、裁判所及び監督委員の監督の下での事業再生へと踏み切るに至った次第です。

3. 民事再生手続について

民事再生手続とは、経済的苦境に陥った会社について、裁判所の監督の下に、事業を継続しながら再建を図る手続です。

弊社は、平成23年4月8日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行いました。同申立ては受理され、同裁判所より債務の弁済禁止の保全処分命令及び債権者による強制執行等を包括的に禁止することを内容とする命令が発令されるとともに、監督委員が選任され、監督委員による監督が命じられました。

本民事再生手続のスケジュールについては、概ね以下のように想定しております。

(1) 再生手続開始決定

裁判所は、再生手続の開始原因が存在し、かつ、申立棄却事由がないと判断した場合には、民事再生手続の開始を決定します。

(2) 債権調査・財産評定

再生手続開始決定後は、債権調査手続によって、再生債権の金額などを確定します。

また、再生計画案の策定に向けて、弊社の資産についての財産評定を行います。

(3) 再生計画案の立案（平成23年夏頃以降）

弊社の資産・負債が確定された後、再生計画案を作成し、裁判所に提出します。

(4) 再生計画案の認可（平成23年秋頃以降）

再生計画案の提出後、債権者による投票の結果、再生計画案が可決され、裁判所により再生計画が認可されると、弊社は再生計画の内容を遂行することとなります。

4. 株式の取扱いについて

今回の申立てによっても、株式に係る権利について、特段の変更は生じません。ただし、民事再生手続の通例としては、再生債権者に債権カットを求めることに照らし、再生計画案によって、既存株主の権利を喪失させる内容の処理がなされるのが一般です。

裁判所より発令された保全処分命令によって、未払いの配当金のお支払いも禁止されております。また、民事再生手続開始決定後は、未払いの配当金は再生債権として扱われ、届け出ていただく債権額に応じて、再生計画に従って弁済されることとなります。再生計画によらずにお支払いすることはできませんので、予めご了承下さい。

5. 最後に

弊社は、今後も消費者金融業者として、全社一丸となって努力を致す所存です。

誠に勝手なお願いと存じますが、引き続き弊社に対するご支援とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上